

大阪城トライアスロン大会コース安全検証委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 大阪城トライアスロン大会（以下「大会」という。）のコース及び運営に関し、安全・安心の確保の検討を行うとともに、大会運営に起因する重大な事故が発生したときの調査・検証を実施するため、大阪城トライアスロン大会実行委員会規約第7条の規定に基づき、大阪城トライアスロン大会コース安全検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 大会の安全・安心対策の総合的な調整に関する助言を行うこと。
- (2) 事故防止に向けた安全対策の検討に関すること。
- (3) 大会運営に起因する重大事故発生の実態調査に関する調査項目の検討、調査結果を踏まえた分析に関すること。
- (4) 大会の危機管理の改善、大会事故に関する情報共有の在り方に関する助言を行うこと。
- (5) その他大会の安全・安心の確保に関する助言を行うこと。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員で構成する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の委嘱期間は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、大阪城トライアスロン大会実行委員会（以下「実行委員会」という）の要請に基づき委員長が必要と認めるとき、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。
- 3 委員会において必要と認めるときは、委員長は、特に議題に関係のある特定の者を会議に出席を求め、意見を聞くことができる。

(費用弁償等)

第6条 委員の費用弁償（旅費及び日当）の額は、会議出席1回につき8000円とする。

2 支給方法は、月の初日からその月の末日までの間における出席日数により計算した額を翌月10日までに支給する。ただし、実行委員会委員長が必要と認める場合は、会議出席ごとに計算した額をその都度支給することができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、関係者のプライバシーに関する事等、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退任した後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、大阪城トライアスロン大会事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

別表（第3条関係）

大阪城トライアスロン大会コース安全検証委員会委員

氏名	分野	役職
田島 良輝	学識経験者	委員長
山本 良介	エリート選手（トライアスリート／オリンピック）	
溝端 祐一	トップエイジ選手（トライアスリート／元ロード選手）	副委員長
南 修二	ビギナーエイジ選手（トライアスリート）	